

## 全国知事会くらしの安心確立調整本部設置要綱

### (調整本部の設置)

**第 1 条** 国が令和 4 年 6 月 2 1 日に物価・賃金・生活総合対策本部を設置したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響を受けて疲弊している地域社会の経済・生活を国と一体となって守るため、くらしの安心確立調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

### (調整本部の組織)

**第 2 条** 調整本部は、全国知事会長を本部長、全国知事会総合戦略特別委員会委員長を本部長代行、及び本部長が指名する者を副本部長とし、全国知事会総合戦略特別委員会委員県及び参加を表明した都道府県を本部員として構成する。

### (調整本部の廃止)

**第 3 条** 第 1 条に規定する調整本部設置の目的が達成されたものと判断される場合は、調整本部を廃止する。

### (雑則)

**第 4 条** 本要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和 4 年 7 月 2 9 日から施行する。